

自然災害等による京私教協教員免許事務勉強会開催可否の基準について

1. 中止の基準

- (1) 会場校の会場の使用可否の判断に基づく。
- (2) 会場校が開催を可とした場合であっても交通機関の乱れにより参加・帰宅が困難と判断される場合は中止とする。
- (3) 京都府南部において開催日午前 6:00 時点で暴風警報が発令されている場合は開催を中止とする。

2. 手続き

- (1) 開催日前日まで
 - ① 会長と開催の可否について相談する。
 - ② 会場校へ会長との相談結果を報告する。
 - ③ 開催日 3 日前までに開催の可否の判断に関する情報の第一報を参加者に連絡する。
 - ④ 開催日前日の正午までに開催の可否に関する情報の第二報を参加者に連絡する。
- (2) 開催日当日
 - 午前 10 時までには開催の最終判断を会長・会場校と相談の上、開催の可否に関する情報の最終報を参加者に連絡する。

上記のとおり、基準および手続きを定めるが、状況に応じて柔軟に対応することとする。

以 上